

令和7年 第2回松田町議会臨時会 会議録

令和7年5月22日 午後1時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	北村和士	2 番	武尾哲治	3 番	吉田功
4 番	中津川定雄	5 番	秋田谷光彦	6 番	古谷星工人
7 番	平野由里子	8 番	田代実	9 番	井上栄一
10 番	南雲まさ子	11 番	飯田一	12 番	寺嶋正

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 16人

町 長	本山博幸	副 町 長	田代浩一
教 育 長	野崎智	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	中津川文子
参事兼政策推進課長	鈴木英幸	参事兼総務課長	早野政弘
安全防災担当室長	鍵和田栄	税 務 課 長	山岸裕子
町 民 課 長 兼 寄 出 出 張 所 長	堀谷恵子	福 祉 課 長	宮根正行
子育て健康課長	渋谷昌宏	参事兼観光経済課長	遠藤洋一
まちづくり課長 兼 駅 周 辺 事 業 推 進 担 当 室 長	柳澤一郎	環 境 上 下 水 道 課 長	鍵和田龍太
教 育 課 長	椎野晃一	生涯学習推進課長	遠藤雅典

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	渋谷好人	書 記	石井友子
---------	------	-----	------

5. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告
- 日程第 4 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（松田町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 5 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 6 議案第 2 8 号 松田町長の在任期間に関する条例を廃止する条例
- 日程第 7 議案第 2 9 号 工事請負契約の締結について（令和 6 年度松田町立寄小学校校舎大規模改修工事（繰越明許））

6. 議会の状況

議 長 皆さん、こんにちは。心地よい風が吹き抜ける季節となりましたが、議員各位におかれましてはますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、去る 5 月 19 日、松田町告示第 43 号により令和 7 年第 2 回松田町議会臨時会の招集がされました。本日は定刻までに御参集いただき、ここに臨時会が開催できますことを衷心より感謝申し上げます。

I C T を活用した議会実現のため、議場におけるスマートフォン、タブレット等の持ち込み、議事に関連する事項での使用を試験的に許可いたします。

なお、クールビズ期間中ですので、適宜、上着の着脱をして結構です。

なお、神静民報社、神奈川新聞社、毎日新聞社、読売新聞社、朝日新聞社より録音、タブレットの使用、議会事務局から録音の申し出があり、許可をいたしておりますので、御承知おき願います。

ごめんなさい、写真撮影も許可しておりますので、御承知おき願います。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数 12 名中 12 名です。よって、地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を

開きます。

(13時00分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により議長から指名いたします。2番 武尾哲治君、3番 吉田功君の御両名をお願いいたします。

議長 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

この臨時会を開催するに当たりまして、昨日5月21日、午前9時より議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長より御報告申し上げます。議会運営委員会委員長 飯田一君。

議会運営委員長 皆さん、こんにちは。議会運営委員会の報告を申し上げます。

令和7年第2回松田町議会臨時会の招集に当たり、5月21日、午前9時より、役場4階大会議室におきまして、委員6名中5名出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期は、本日5月22日の1日とさせていただきます。

次に、審議内容について申し上げます。日程第1会議録署名議員の指名についてから、日程第7議案第29号工事請負契約の締結について（令和6年度松田町立寄小学校校舎大規模改修工事（繰越明許））を行います。

日程第4承認第1号専決処分の承認を求めることについて（松田町税条例の一部を改正する条例）から日程第7議案第29号工事請負契約の締結について（令和6年度松田町立寄小学校校舎大規模改修工事（繰越明許））については、質疑等を行い、即決でお願いします。なお、日程第6議案第28号松田町長の在任期間に関する条例を廃止する条例につきましましては、直接請求にかかわる請求代表者の意見陳述を本会議上において行う予定となっております。また、意見を述べる時間は15分以内ということは予定されております。あらかじめ御承知いただきたいと思います。

以上で議会運営委員会の報告について終わりますが、不備な点がございましたら、他の委員からの補足説明をお許し願いたいと思います。

議長 議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りします。この臨時会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、令和7年第2回松田町議会臨時会の会期は本日5月22日の1日と決定いたしました。

議 長 日程第3「町長の行政報告」に入ります。

町 長 皆様こんにちは。5月5日には第44回寄若葉まつりが開催され、ますます若葉が目まぶしい季節となりました今日この頃でございますが、議員各位におかれましてはますます御健勝のことと、心からお喜びを申し上げます。

さて、去る5月19日に令和7年第2回松田町議会臨時会の招集告示をいたしましたところ、議員各位におかれましては公私にわたり大変御多用のところ、議員全員の御出席を賜り、ここに本臨時会が開催されますことを、まずもって御礼を申し上げます。ありがとうございます。

令和7年第1回定例会以降の事業や行事などにつきましては、6月定例会において御報告させていただきますので、御了承のほうよろしく願いいたします。

本日の臨時会でございますが、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（松田町税条例の一部を改正する条例）については地方税法等の一部を改善する法律の施行により町税条例の一部を改正する必要性が生じ、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同条の一部改正を専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

承認第2号専決処分の承認を求めることにつきまして（松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）については町税法等の一部を改正する法律の施行により、町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じ、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同条例の一部改正を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

議案第28号松田町長の在任期間に関する条例を廃止する条例については、地方自治法第74条第1項の規定により松田町長の在任期間に関する条例改廃請求

を受理いたしましたので、同条第3項の規定により提案するものでございます。

議案第29号工事請負契約の締結について（令和6年度松田町立寄小学校校舎大規模改修工事（繰越明許））については松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会に提案するものでございます。

これらの案件につきましては議事の進行に伴い私を初め副町長、教育長、担当課長より御説明申し上げますので、御審議の上、御決議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、4月1日付で人事異動を発令し、町幹部職員に昇格や異動がございましたので、御紹介をさせていただきます。

まず昇格をした4名でございます。参事兼観光経済課長に遠藤洋一君。総務課安全防災担当室長に鍵和田栄君。環境上下水道課長に鍵和田龍太君。本年4月に新たに設置をいたしました生涯学習推進課長に遠藤雅典君でございます。

次に、異動について申し上げます。議会事務局長に渋谷好人君でございます。

幹部をはじめ職員については時代の潮流に対応した町政運営に取り組み、住民福祉の増進を目的として町民が安心して生活できる住環境の整備、松田町への郷土愛を育み、協働・連携・協力を積極的に進めてまいりますので、議員各位の皆様方におかれましては引き続き御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます、私からの行政報告とさせていただきます。

本日も何とぞよろしくお願いいたします。

議 長 町長の行政報告を終わります。

暫時休憩いたします。議会全員協議会を開きますので、議員及び町長ほか関係職員は御参集いただけるようお願いいたします。 (13時10分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (13時40分)

議 長 日程第4「承認第1号専決処分の承認を求めることについて（松田町税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町長 承認第1号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、松田町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め。令和7年5月22日提出。松田町長、本山博幸。

よろしく願いいたします。

議長 担当課長の細部説明を求めます。

税務課長 承認第1号専決処分の承認を求めることについて御説明させていただきます。令和7年度税制改正に伴う地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたところでございます。これにより町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、4月1日からの課税に係るものについては、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分により条例改正を行ったものでございます。

2ページ目に専決処分書。3ページ目に改正文。4ページ目に参考資料1として新旧対照表、5ページ目に参考資料2として本年3月の議会全員協議会で御説明申し上げました資料を添付させていただいております。

今回の改正は軽自動車税に係るもので、現行の総排気量が50cc以下の原動機付自転車につきましては、本年令和7年11月から適用される新しい排ガス規制への適合が困難であることなどにより、今後の生産、販売が難しいことが見込まれております。

そのような状況を踏まえ、二輪車の車両区分の見直しが行われたことに伴う改正でございます。

詳細につきましては4ページ目の参考資料1、新旧対照表にて御説明させていただきますので、恐れ入りますが、御覧ください。

右側が現行、左側が改正案でございます。軽自動車税、種別割の税率を規定する第29条でございます。

右側、現行の第1項第1号のウとエを繰り下げて、新たに加える左側、改正案のウでございますが、二輪のもので総排気量が0.125リットル、単位を原動

機付自転車、いわゆるオートバイでよく使われているccに換算し直しますと、125ccとなりますが、それ以下で最高出力を50cc相当となる4.0キロワット以下に制御した新たな車両区分の基準を定義し、その税率を従来の50cc以下の車両と同額の年額2,000円とするものでございます。

また、改正案のア、イ、エにつきましては、新たにウを加えることにより、それぞれの税率の区分から除くものを整理するものでございます。

恐れ入りますが、1ページお戻りいただきまして3ページ目の改正文の中ほどの附則でございます。

第1項施行期日は、令和7年4月1日からとすること。

第2項では、経過措置として、改正後の規定は令和7年度以後の年度分について適用し、令和6年度分までについては従前の例によることを定めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑なしとのお声です。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。承認第1号専決処分の承認を求めることについて(松田町税条例の一部を改正する条例)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5「承認第2号専決処分の承認を求めることについて(松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 承認第2号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年5月22日提出。

松田町長、本山博幸。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 承認第2号専決処分の承認を求めることについて御説明させていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたところでございます。このことにより、町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、4月1日からの課税に係るもので緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分により条例改正を行いましたので、その承認を求めるものでございます。

2ページ目に専決処分書、3ページ目に改正文、4ページ目に参考資料1として新旧対照表、5ページ目に参考資料2として、2月の議会全員協議会の資料を添付させていただいております。

条例改正の内容でございますが、国民健康保険税の賦課限度額の改正と低所得者に係る軽減判定基準額の被保険者数に乗ずる金額の改正を行ったものでございます。

恐れ入りますが、4ページ目の参考資料1、新旧対照表にて詳細を御説明させていただきます。

右側は現行、左側が改正案でございます。第2条第2項の基礎課税額に係る賦課限度額につきましては65万円を66万円に改め、第3項の後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額につきましては、24万円を26万円に改めます。

また、第20条第1項の減額に関する基礎課税額に係る賦課限度額につきましては65万円を66万円に改め、後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額につきましては、24万円を26万円に改めるものでございます。

第2号は低所得者に対し、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減す

る所得判定基準について5割軽減の基準につきましても、被保険者数に乗ずる金額を、29万5,000円から30万5,000円に改め、第3号は2割軽減の基準につきましても、被保険者に乗ずる金額を54万5,000円から56万円に改めるものでございます。

恐れ入ります。1ページお戻りいただきまして、改正文をお願いいたします。中ほど、附則でございます。

第1項、施行期日。この条例は令和7年4月1日から施行する。

第2項、適用区分。この条例による改正後の松田町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税につきましても、なお従前の例によることを定めたものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

12 番 寺 嶋 お伺いします。

課税額の限度額見直しにより影響を受ける方はおおよそどのぐらいいるでしょうか。

それから、この限度額見直しで、保険税収への影響はどのようになっているか、もし分かりましたら、お伺いしたいと思います。

町 民 課 長 こちらの課税額の限度額の見直しで影響する世帯ですが、6年度ベースで、大体影響する世帯は全部で13世帯ぐらいで、影響額は33万円程度を見込んでおります。

12 番 寺 嶋 13世帯で影響を受けて、33万円ほどって、これは、増収ということでしょうか。それを確認して終わります。

町 民 課 長 おっしゃるとおり増収でございます。

12 番 寺 嶋 終わります。

議 長 他に質疑、ございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

討論を省略し、採決を行います。承認第2号専決処分の承認を求めることについて(松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6「議案第28号松田町長の在任期間に関する条例を廃止する条例」を議題といたします。町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第28号松田町長の在任期間に関する条例を廃止する条例を別紙のように定める。令和7年5月22日提出。松田町長、本山博幸。

提案理由。地方自治法第74条第1項の規定による松田町長の在任期間に関する条例改廃請求書を受理したので、同条第3項の規定により提案するものでございます。

よろしく申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、議案第28号松田町長の在任期間に関する条例を廃止する条例につきまして、その概要を御説明させていただきます。地方自治法第74条第1項の規定に基づき、松田町長の在任期間に関する条例の廃止に係る直接請求である松田町長の在任期間に関する条例改廃請求書を令和7年5月2日付で受理しました。同条3項の規定により提案するものでございます。

恐れ入ります。議案を2枚おめくりいただきまして、3枚目の意見書のほうをごらんください。

地方自治法第74条第3項の規定による意見書を次のとおり付する。意見書。

1、条例制定の経緯。

松田町長の在任期間に関する条例は、平成25年9月8日執行の松田町長選挙で、立候補者本山博幸(現町長)が選挙公約としていたもので、本選挙で当選

した本山博幸町長が平成26年第1回松田町議会定例会に提案し、可決されたものです。提案理由は、「幅広い権限を有する町長が長期にわたり在任することによる弊害を防止し、町政運営の活性化及び町の更なる進展を図るため」というものでした。

本条例は、多選を禁止する、多選禁止条例ではなく、多選を自粛する、多選自粛条例としているため、憲法に抵触せず、地方自治法及び公職選挙法にも抵触しない、合憲かつ合法の条例として提案されました。また、その適用については、「公布の日から施行し、同日に町長の職にある者について適用する」としており、本山博幸町長を除く被選挙権を有する者の立候補を妨げない条例となっています。

議会では、長期にわたり町長に在任することの弊害、連続して3期を超えて在任することのないよう努めるとした努力規定として制定すること及び本山博幸町長のみ適用される条例を制定することの意義などについて審議され、平成26年3月6日に可決され、同年3月19日に公布されました。

2、意見。

本条例は、1に記載のとおり、憲法に抵触せず、地方自治法及び公職選挙法にも抵触しない、合憲かつ合法の条例であり、かつ、町長部局から条例の制定を提案し、議会において審議がなされた上、可決されたものであるため、積極的に廃止すべきものではないと考えます。

しかしながら、地方自治法第74条第1項による本条例の廃止に係る直接請求書が提出されたことは、町行政としても町民の意見として重く受けとめる必要があるため、請求された町民の皆様の考えを尊重し、本請求に沿った検討を行うことも必要と考えます。

すみません。2ページ戻っていただきまして、議案本文2ページを御覧ください。

松田町長の在任期間に関する条例を廃止する条例。松田町長の在任期間に関する条例（平成26年松田町条例第1号）は、廃止する。附則。この条例は、公布の日から施行する。

なお、一番最後に参考資料をつけさせていただいておりますが、先ほど全員協議会で御説明したものと同様のものがございます。後ほど御高覧をいただければと思います。

説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。議案第28号については地方自治法第74条第4項の規定により、請求代表者に意見を述べる機会を与えることとなっております。

お諮りいたします。請求代表者に意見を述べる機会を与える日時、場所については、本日午後2時以降松田町議会議場で行い、意見を述べる時間については15分以内としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。請求代表者に意見を述べる機会を与える日時、場所については本日午後2時以降、松田町議会議場で行い、意見を述べる時間については15分以内とすることに決しました。

ここで暫時休憩いたします。15分より再開いたします。(13時58分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(14時15分)

松田町長の在任期間に関する条例改廃請求書が提出されておりますので、請求代表者鍵和田時義様に議場への出席をしていただいております。

これより、請求代表者の意見陳述を行います。

議案第28号松田町長の在任期間に関する条例を廃止する条例については、地方自治法第74条第4項の規定により、請求代表者に意見を述べる機会を与えることとなっております。請求代表者は鍵和田時義さんであります。意見陳述の時間は15分以内となっております。

それでは、登壇の上、意見を述べてください。請求代表者、鍵和田時義様。お願いいたします。

請 求 代 表 者 慣れないものですから大変厄介をかけます。おわび申し上げます。

いずれにしても、今日傍聴席にお出でになる方々も本当に心から御苦労さまということをお願いいたします。けれども、本当に俺は御苦労をかけたのかなと、

こういうふうに思うものであります。

ぜひ皆さん、年寄りの言うことですから、ひとつ、万一分かりましたというところは大きな声で分かりましたということで、お願いを申し上げたいと思います。

本当に心から御礼を申し上げます。

私が申し上げたいことは、本当に世話を焼いていただきながら傍聴者の皆さんにもこういうことをお伝えすることを年を取ったものだなと心から思います。したがって、どうぞお許しいただきまして、今日、私が皆さんに申し上げたいことは、意見として、町政に誤りがなく、施策に万全の・・・をもって期待することでございます。

ぜひ、現町政を続行していただけますようお願いを心から申し上げまして、御挨拶に代えます。

お願いいたします。

申し訳ありません。別紙がついておりましたものを、今、読み上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

松田町長の在任期間に関する条例改廃請求の要旨、これをまず申し上げます。

「松田町長の在任期間に関する条例」は町長の任期の上限を設けることで、町政運営の長期的な継続性や安全性を損なう可能性があります。この条例が適用されることで、重要な施策が中断されたり、町の将来計画が途切れる懸念が生じます。また、住民が選挙を通じて自由に代表を選ぶ基本的な権利が制限されることになり、地方自治の本旨である「住民自治」や「民主主義の原則」に反する側面があると言えます。

さらに、現在の選挙制度においては、候補者の政策や人柄を住民が直接判断し、自由に選択する仕組みが整っています。多選を理由に候補者を排除することは、住民の自由な意思表示表明の機会を奪う行為ととも解釈をされます。

また、選挙自体が民主的なプロセスであり、必要であれば住民は多選を選択しないという判断を下すことも可能です。そのため、条例による制限は過剰で

あり、不必要であると言えます。

町民がより自由に意思を反映できる公正な選挙環境を整えることが、自治体の健全な発展にとって重要です。このため当該条例を廃止し、住民自治と民主主義の基本原則を尊重した政治環境を構築することを強く求めるものであります。

以上であります。

議 長 よろしいでしょうか。請求代表者の意見陳述をこれで終わりにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

請求代表者の意見陳述が終わりました。

これより、請求代表者の御意見に対する質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

ございませんか。では、請求代表者の御意見に対する質疑は終了といたします。

それでは、鍵和田時義様にはこれにて退場していただきたいと思っております。どうもありがとうございます。

(請求代表者退場)

それでは再開し、これより質疑に入ります。これは提案者に対する質疑でございます。質疑ございませんか。

11 番 飯 田 この件に関して質問させていただきます。今回、町民から平成26年3月に制定されました町長の在任期間に関する条例に対し、町長の在任期間条例改廃請求が出され、これを受けて町長は、町長の在任期間を排除する条例を今回提出されました。

その中で、意見書の中の経緯に関しては特に問題ありませんが、最後の2番の意見の中でお伺いしたいと思います。最後の行のほうで、「請求された町民の皆様を考えを尊重し、本請求に沿った検討を行うことも必要と考えます。」とありますが、この「検討」という意味はどういうふうな。もう少し具体的にお伺いできたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

総務課長 飯田議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回の直接請求の本請求はあくまでも松田町長の在任期間に関する条例の廃止に関する請求でございます。ですので、その廃止に沿った討議をしていただくことも必要ということで、そのような形で記載させていただいています。

11 番 飯 田 ということは、この検討は議会に対して検討してくれということで理解してよろしいですね。そうしますと、まず、そもそも町長の在任期間に関する条例は、町民が求めて作られたものではなくて、町長自身が自分で自分に課した条例だと理解しております。

今回、町民の方から出された、町長の在任期間に関する条例改廃請求は、町民の方の町長に対して、もう一期頑張って町のかじ取りをお願いしたいというラブコールだと思っております。

町民の思いに対し、この意見の中では、町民の思いに対し、町長のはっきりした回答はありません。検討とはそういうふうないきさつがあって、ではその検討を議会がどこまでやればいいのか。それで、こんなこと言うてはおかしいのですけれども、町長が自分で決めた条例に対して、議会がどうして検討をしなければいけないのか。

それと、早い話が、議会にげたを預けた。それで、議会でいろいろもんでもらって、議会のどういう報告になるかわかりませんが、その決定に従うと。そういう意味かもわかりませんが、それはどんな結論であっても従いますという意見かと思えます。

特に、今まで、周りを見ていまして、こういう改廃の条例が出たところはないですよ。自粛条例をつくって終わるのだけれども、それは法的に拘束力ないので、別に自分でそういう条例をつくって、選挙だからといって、自分が出馬した。それは別に選挙違反でも何でもないので。

川崎にしても、厚木にしても、藤沢にしても、皆そうですね。それで、何故わざわざここで、町民からの改廃の要望が出たからこういう流れになったと思うのですが。もしそれがなかったとしたらそういう条例を残したまま町長をもう一期やる気があれば、出馬という形になったと思うのですが。その辺はい

かがでしょうか。

総務課長 まず初めに、今、飯田議員のお話の中で、まず直接請求のお話をさせていただかなければいけないかと思っております。直接請求は地方自治法の74条に規定がありまして、要は、普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、普通地方公共団体の長に対して条例の制定とか改廃の請求をすることができます。

そして、第3項におきましては、普通地方公共団体の長は、第1項で、請求を受理した日から二十日以内に議会を招集して、意見を付して、これを議会に付議しなければならないという規定がございます。

この付議というのは、議案など毎回会議にかけることで、議会の議決をもって、決定をもって対応するという形なので、今回は直接請求、地方自治法の規定に基づき、直接請求、請求ございましたので、町のほうからそれに伴った形での付議を提案させていただいているところでございます。

以上です。

11番 飯田 それは分かっています。分かっていますけれども、町民からのそういう請求に対して、それだけではなくて、町民の熱い思いも中に入っているわけですよ。そういうことに対して結論的にはそう改廃だと思えますけれども、その意味合いはどうかということ、できれば町長にお伺いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

町長 御質問ありがとうございます。もう11年くらい前の話ですよ。この条例を制定したときも飯田議員からも同様な質問があつて、思い返せば、だなということもありますけれども。

自分自身が長くてもということで、3期12年ということで、何て言うのかな、勝手に自分だけを縛るのを条例化するのはなじまないとかという御意見も頂く中で、当時も最終的には議会の皆さん方にそれを決してもらって、今現在に至って、そろそろという状況になってきているのは、私も承知をしております。

ですので、入り口はそういうふうな形で、条例ということで、条例を制定させてもらったときにも、議員の皆さんたち賛否ありましたけれども、決しても

らったということもありますから。

今回の住民の皆さん方から、スケジュール的に見ると約3週間の間で400名以上の方々のそういった署名を頂いた内容がこのように我々のところに上げてきた以上は、やはり決まったときも議会の皆様方であるので、これを尊重した格好で、議会の皆さん方に御判断頂きたいということで出させてもらっています。

飯田さんが多分求めているのは、では、町長自身はどう考えているのよと。多分そういうことだろうと思いますけれども。今日は直接請求に対する改廃についての議論を求めているものでございますので、そのような御判断を頂いて。

私は私の中で、やはり12年というゴールがあるというのは当然承知した中で、今も全力を尽くしているところでございますので。ここで、では先になんていう話になってくると、またいろいろなことが歯車がおかしくなってしまう可能性があるのです。最後までしっかりとやっていきたいと考えています。

以上です。

11 番 飯 田 特にさっきも言いましたけれども、今の時代にそぐわない条例になっているということで、これはこれでいいのかと思いますが、今回今言われましたように、改廃の件についての議題ですので、まだ他にそれに関連して聞きたいこといっぱいあるのですが、また次の機会にしたいと思いますので、今日は以上で終わります。

ありがとうございました。

議 長 はい。ほかに質疑ございますか。

3 番 吉 田 令和3年2021年4月の「広報まつだ」で町長のコラム、「鼓動」の中で、松田町3月議会において、新松田駅周辺整備事業について、「町議会は“時期尚早である”ということを理由に予算を削除したため“未来へのトビラが閉ざされました”。」という内容のコラムがございました。

これは「広報まつだ」という公の広報誌で、議会批判がなされているという捉え方ができるところでございます。これは二元代表制を取っている地方自治においていかななものかと当時考えておりました。

さて、今回、この条例については、選挙公約の流れの中で提案されたものであり、多選による弊害について、条例制定時に提案理由として丁寧に説明されております。そのことから本請求について検討を求めるというのは、一体どういうことなのかという疑問が一つございます。それについて解説していただけるものなら解説していただきたい。

それと次は、またこのような条例が、こういうたびがあるごとに変えられるというものは、町の政治としていかなるものかと思っております。それについて御意見を伺いたい。

3点目として、行政の執行については、首長一人の判断ではなく、その行政、松田だったら町組織として進められているものであり、多選の弊害を考えるとということならば、組織体制の形をつくるということがあるにしても、組織として進めていくものであるのだから、例えば、そのために後継に譲るとか、そういうことを考えるべきものであると思いますけれども。その辺についてのお考えを伺いたい。

町長 御質問ありがとうございます。今回は、先ほども普通に意見書の中にも書かれているというか。意見書で皆さん方にお話ししているように、私としては積極的に廃止すべきものではないという意見というか考え方当然を持っています。

ただ、法律の中で、地方自治法の第74条第1項の条例に基づくということで、直接請求が上がっている以上は、そのルールに基づいてこのような格好で皆さん方に御提案をさせてもらっていると御理解いただければ、その質問は多分承知していただけるのではなからうかと思うのが、1点目。

二つ目。町の政治についての話が、変えられると言いましょか、話がありましたけれども、実際のところは町民の方々の御意見を頂きながら、私だけ、さっきの組織と、2番と3番似たようなものでしょうけれども、首長の判断だけではなくて、組織をつくりながらやっていますし。

これまで11年とちょっとですけれども、初めのあたりも含めて踏まえた中でいろいろなやらなければいけないことを掲げさせていただく途中に、議員の皆さんたちから御意見を頂いて、そこで否決を頂くことも当然あり。それはもう、

当然我々の説明不足であったり、準備不足であったりだとかということは反省しながら、今現在に至っているということでもあります。

多選の弊害ということからすると、実際のところは議員の皆様方のおかげで弊害なく進めてきてくれているのではないのかと考えています。

三つ目ですけれども、後継に譲るということについては、当然そういった時期が必ず来ると思いますので、その時期に沿った格好で、適切な人がいれば、対応していくことになるのではなかろうかと考えています。

以上です。

議 長 よろしいですか。

9 番 井 上 3点ほどお伺いをさせていただきたいと思います。

まず1点目で、ここで多選自粛条例の廃止の請求に対する町長からの議案が上程をされております。そこで、町長の地方自治法第74条における考え方をお伺いをしたいと思いますが。

地方自治法というのは、御存じのとおり、民主主義の基盤となるべき重要な法律だと私は思っております。ここでやはり地方自治法第74条で、条例の制定・改廃請求という条例がありますのは、これはやはり住民の権利のため、少数の人々に対しても50分の1という中で、そういった請求ができるという考えから法律で決まっていると私は考えております。

これに対しまして、本山町長は今回のこの議案第28号において、これは本山町長がみずから制定された多選自粛条例であります。こういった多選自粛条例をみずから廃止をしないで、こういった住民請求による50分の1以上の署名をもって、ここで議会に上げられるということは、私は非常に民主主義に対する考え方が違うのではないかと考えますので、ぜひその点についてのお考えをお伺いをしたいと思います。

2点目としましては、意見書の2ページ目です。「議会において審議がなされた上、可決されたものであるため、積極的に廃止すべきものではないと考えます。」とありますが、これはやはり町長部局のほうで考えられた文面なのかなと思いますが、このところの「積極的に廃止すべき」というものを、町長の

お言葉で、どのように考えられるのかを、2点目としてお伺いをします。

3点目として、やはりここで条例として上程をされたということであるならば、この9月に来ます町長選挙に対しての立候補の表明をどう考えるか。今ここで、この議案第28号をこれから私たちは審議し、採決するわけですが、もし、もう出ないよということであるとするならば、議案第28号に対する議会の考え方としては違ったものになるかもしれません。

4期目に表明されるのかどうか。3点目としてお伺いをいたします。

町長 御質問にお答えをさせていただきます。

1点目。多選自粛条例の制定については、当時は井上さんは議員でなかったから分かってらっしゃらないかもしれませんが、当時の議会で議決を頂いている案件でございます。

ですので、それも地方自治法第74条、第74条ではなくてか、の議会で認められた条例でございますので、今回も同様に、今度は違う、地方自治法第74条ということの条例に基づいて、町民意見をこういった格好で請求頂きましたので、また議会の皆さん方に御判断頂くということで、議案上程をさせていただいているということになります。

そのときに、例えば、議会さんに上げずに、条例制定というのがされない可能性もあったわけです。反対ということもあったわけですが、当時の議会では最終的な賛成多数で議決をされたといういきさつがありますので、これは承知しておいていただきたいと思います。

2つ目、積極的ではないという文言についての言葉をどう考えているかにつきましては、この言葉のとおりでございます。

3点目、町長選挙のことについての話がありましたけれども。これはそれを基に判断するというよりも、今回は町民の皆さんたちから直接請求されたことについての改廃について御議論いただければと賜ります。

以上です。

9 番 井 上 まず1点目は、11年前の時点で出されたということに対してどうのこうのという話ではなく、この地方自治法第74条に対する考え方の中で、こういった、

例えば、第74条の住民の条例制定、例えば、この地域には保育園が欲しいから、ぜひこれを50分の1以上の署名をもって、町に上げて、ぜひ保育園を整備したい。

そういう、それぞれの地区の住民の要望を民主主義の中でどうやって条例化していくか。現実化していくか。そういった考えのものと地方自治法第74条だというふう考えるのです。

そういったものと、今回の多選自粛条例の廃止の直接請求、それを考えた場合に、町長はどのように考えるか。のことをお伺いをしましたので、再度お答えを頂きたいと思います。

3点目はもう少し明確に、出るのか出ないのかのお答えをお願いをしたいと思います。

町長 では、3点目から答えましょうかと言いたいですがけれども、まず一つずつ順番で。

おっしゃるとおり、今回の50分の1という数字の中から、400名近い方々の署名を頂いたということで請求されていますけれども。この内容は先ほど言われているような状況の中で、例えば、幼稚園の話が出ましたけれども。

幼稚園、認定こども園化したいよとかいう話になったときに、何が必要かという、結局予算であったりとかというときも当然あると思うのです。そうすると、当然、我々は吟味しながら、提案しながら、こんな提案が直接請求で来ましたということに対して、私が「これはさ」ということは100%多分ないと思います。

必ず議会の皆さん方にちゃんとお声を届けて、その中で議員の皆さん方に御決断いただければということになりますので。今回の直接請求が出たから、これだけのために出しているという、そういうことをやる人間ではございません。

以上でございます。

3つ目については、先ほど、飯田議員の質問にもそういった格好でお答えした以上、飯田議員に対しても失礼ですから、お答えはさしひかえたいと思います。

以上です。

9 番 井 上 終わります。

議 長 よろしいですか。ほかに質疑はございますか。

8 番 田 代 質問というよりも私の考えをお伝えしたいと思います。

県内の多選自粛条例については、2007年、平成19年に厚木市長が。翌年の2008年、平成20年には大和市長が。お二人の市長は自らの任期を、3期、12年とする条例を制定しています。

この厚木市長と大和市長は、当時の現職の市長が4期目に出馬する際に、多選の弊害を訴えて、お二人が初当選されております。そのときに自粛条例を制定しております。

その後、皆さん記憶に新しいと思うのですが、4期目に入り、厚木市長は任期前に自ら廃止する条例を提案。大和市長は、大和市の自粛条例は、議会提案ということで、双方の廃止条例が可決されております。要は、自粛条例、3期あったのですが、厚木市長も大和市長も4期目の選挙で当選されております。

松田町におきましては、条例改廃請求代表者より、今回、町長3期目満了前に、今回の廃止条例が提案されました。この自粛条例の廃止については、県内では、最近では3種類の方法があると私は認識しております。

それで、この多選自粛条例、これについては市長や町長が自ら制定した条例でございます。あくまでも努力規制です。憲法や法令には抵触しません。仮に廃止条例が、あくまでも仮にですよ、否決になったとしても4期目に出馬はできます。

厚木市長や大和市長のように多選自粛を覆して4期目に挑む場合は、選挙で住民から審判を仰ぐという考えに、私は同感しております。

したがって、この廃止条例の採決について、私は退席させていただきますので、ご承知おきください。よろしく申し上げます。

議 長 承知はしませんが。

ほかに質疑ありますか。

10 番 南 雲 多選自肅条例、町長部局から出されたわけなのですけれども、そのときの町長のお気持ちをお聞かせください。

町 長 そのときのですから、ちょっと変わってたら申し訳ないです。何となく記憶を思い返すと、どうしても物事にやるには時間がかかるというのは承知はするのですけれども、期限意識を持って行かなくてはいけないというのが、多分第一場面にあったのではなかろうかということと。

行政の停滞であったり、マンネリ化だったりということを、当時はいろいろな方から、まあ支援者と言ったほうが分かりやすいですよ、その人と聞いて、当時は行政に対する素人だったので、そういうことなのだな。

であれば、当時は、本当に支援をされた方々の御意見に従う中で、行政運営していきながら、困った人たちに対しての対策をしていかなければいけないのだなということ、ずっと当時はそういうふうに思っていましたので。

その中で、その当時は、多選の弊害というものについても、当時は難しい言葉で。何かこう、長くやることがまずいのではないかという、ざっくりそういうイメージを持っていたような記憶はありますので。

当時は本当に長期で、前任者である町長さんも16年という長きにわたって町長の任をやられてきたことを、やりながら考えると、いや、俺はあの年齢で16年もやるというのはちょっと信じられないと。すごいことだなと。逆にリスクト、逆に長くやればやるほどリスクトしていました。

なので、名誉町民に推挙させていただいたということもありますので、やはり当時と、やはりやった者でなければ分からない感覚というのは、今になってというか、期数を重ねながらそういうふうな思いがあるということ、昔を思い出すとそんな感じで。ちょっと生意気だったかもわかりません。そんな感じだった記憶があります。

以上です。

議 長 よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

質疑を打ち切って、討論に入ります。討論ございませんか。反対の方の討論

を最初に。ございませんか。では、賛成の方もどうぞ。もし、討論がありましたら。

12 番 寺 嶋 それでは、討論を行わせていただきます。12番、寺嶋正。

議案第28号松田町長の在任期間に関する条例を廃止する条例に賛成の立場から討論を行います。公職選挙法及び地方自治法では市町村長の任期は4年（地方自治法第140条）と規定されています。原則満25歳以上の被選挙権を有し、国内の誰でも立候補できます。

市町村長の職務兼任は市町村を代表する6人制の執行機関として、市町村の組織を統括し、事務を管理し、執行します。予算の提案、執行、条例の制定・改廃の提案及びその他議会の議決にすべき事件について議案を提出したりすることができます。

現条例の第1条は町長が町の事務の管理及び執行に関し、幅広い権限を有する地位にあることを鑑み、町長の職に同一の者が長期にわたり在任することにより生ずるおそれのある弊害を防止するため、町長のみ在任期間について定め、もって町政運営の活発化及び町のさらなる進展をはかることを目的とするとありますが、一概に言えないと思います。

弊害があると感じていれば、町長が辞めるか立候補しなければよいのではないかと思います。

第2条では、町長の職にある者はその職に連続して3期を超えて在任することのないように努めるものとすると思いますが、拘束力がなく、立候補の妨げになると思います。

選挙では町民の方々に1期4年ごとに判断していただくこと。次の町長を縛る条例は廃止することなどを申し上げ、町民の意見を尊重して、賛成討論いたします。よろしくお願いします。

議 長 ほかに討論ございますか。討論を打ち切って採決を行って構いませんか。

（「異議なし」の声多数）

討論を打ち切り、採決を行います。議案第28号松田町長の在任期間に関する条例を廃止する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を

求めます。

起立多数であります。よって、本案は可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開時間は15時10分とします。本会議場、15時10分です。すみません。 (14時56分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (15時10分)

日程第7「議案第29号工事請負契約の締結について（令和6年度松田町立寄小学校校舎大規模改修工事（繰越明許）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第29号工事請負契約の締結について（令和6年度松田町立寄小学校校舎大規模改修工事（繰越明許））。令和6年度、松田町立寄小学校校舎大規模改修工事（繰越明許）の請負について、次のとおり契約を締結するものとする。

1、契約の目的。令和6年度松田町立寄小学校校舎大規模改修工事（繰越明許）。

2、契約の方法。指名競争入札による契約。

3、請負代金額。一金1億8,678万円也。

4、契約の相手方。神奈川県小田原市飯田岡626番地の5。山一産業株式会社。代表取締役、前田晃。

令和7年、5月22日、提出。松田町長、本山博幸。

提案理由、松田町議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものでございます。

よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。

担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、議案第29号工事請負の契約の締結について御説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、参考資料1を御覧ください。工事請負契約書の写しでございます。

今回の契約につきましては、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得

又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、予定価格5千万円を超える工事請負契約のため提案させていただくものでございます。

なお、情報公開条例に基づき、参考資料1の工事請負契約書の請負者の印影及び次ページ参考資料2の入札経過調書の自著及び印影等を墨塗りにしておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、工事請負契約書について御説明をさせていただきます。

1、工事名。令和6年度松田町立寄小学校校舎大規模改修工事（繰越明許）。

2、工事場所。松田町立寄小学校。（神奈川県足柄上郡松田町寄2540番地）。

3、工期でございますが、松田町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づく議会の議決を得た日から5日以内となります。

終期につきましては、令和8年1月30日まででございます。

4、請負代金額です。1億8,678万円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額は記載のとおりでございます。

5、前払金。6、部分払につきましては記載のとおりでございます。

7、契約保証金は請負代金の10分の1以上でございますので、1,867万8,000円です。

8、契約金支払場所は記載のとおりでございます。

上記の工事について、発注者と請負者は、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は議会の議決を得るまで仮契約とする。

令和7年5月15日。

発注者、住所、神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037番地、氏名、松田町長、
本山博幸。

請負者、住所、神奈川県小田原市飯田岡626番地の5、氏名、山一産業株式会社、
代表取締役、前田晃。

恐れ入ります。1枚めくっていただいて、参考資料2でございます。

入札経過調書でございます。まず初めに、一番上段の左から予定価格から最低制限価格の100/110について御説明をさせていただきます。

一番上段の左側の予定価格は1億9,030万円でございます。

左側の入札書比較価格は1億7,300万円で、入札書比較価格は予定価格の消費税抜きの価格でございます。

左から3番目の最低制限価格は1億7,031万8,500円。最低制限価格は契約内容に適合した工事の履行を確保するために設けるものでございまして、本町は500万以上の工事を対象に設定をしております。

さらにその隣、最低制限価格の100/110は1億5,483万5,000円で、これは最低制限価格の消費税抜きの価格でございます。

入札執行場所は電子入札でございます。

件名及び場所は記載のとおりでございます。

入札年月日は令和7年5月13日午前9時開札でございます。

入札参加者の名称でございます。最上段の今泉建設株式会社さんから最下段の株式会社さがみ塗装工業までの13者でございます。

第1回入札で上から3番目の山一産業株式会社さんが最もよい1億6,980万円で入札されました。この価格は消費税抜きの価格です。この価格で、先ほど御説明しました最上段、左から2番目の入札書比較価格の1億7,300万円の価格を下回った価格で、さらに左から4番目の最低制限価格の100/110の価格1億5,483万5,000円を上回っております。

結果としまして、入札書比較価格と最低制限価格の100/110の間の範囲に収まりましたので第1回入札で落札となりました。

最上段の右から2番目の落札価格は第1回入札価格に消費税を加算しました1億8,678万円が契約価格となります。

恐れ入ります。次ページをおめくりください。参考資料3でございます。令和6年度松田町立寄小学校校舎大規模改修工事（繰越明許）の平面図でございます。対象は左側の墨塗りの校舎等が今回の改修工事の対象でございます。

工事内容につきましては、屋上防水工事。屋上全面880平米。外壁工事につきましては外壁改修工・塗装工で2,129平米。バルコニー防水工で162平米。また、サッシ改修工は47か所。空調機新設改修工は12か所となります。

次の参考資料4をお願いいたします。やはり同じ、令和6年度松田町立寄小学校校舎大規模改修工事（繰越明許）の改修箇所になります。

まず初めに、実線で示されている部分、こちらはサッシ改修箇所になります。1階から3階で47か所。

さらに、黒い四角で示されているのは空調機新設改修箇所になります。やはり1階から3階同様に12か所を予定しております。

説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

11 番 飯 田 参考資料3と4で、修繕箇所はいろいろあるわけなのですが。実は、小学校ができて、もう何十年、30年、40年、そのくらいたつかと思うのですが。その当時と今とでは電気機器、電子機器、これが非常に使われる機会が多くなったということで、当時の電源から、今、全然足らなくなってしまう。電源から廊下へコードで引っ張って、コードで配電盤みたいなどころからいろいろなところへ電気を引っ張っている。

それは廊下を使ってやっているということなのです。非常に危険だという話を聞いています。タブレットとかいろいろ、パソコンとか、今すごく非常に昔と違って使う頻度が高まっていますので、この辺の整備というのですか。

それはこの中に含まれているのか、あるいは金額が小さいから本当は含まれているのだけれども、載せていないだけなのか。大きいものだけでカバーしているのか。それはいかがでしょうか。

教 育 課 長 それでは、飯田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

確かに現在、当時と比べると、大分電子機器とかを授業で使う回数であるとか、当然電子黒板とか、新しいツールのようなものも多く出ております。確かに電気を使うことが多いということではあるのですけれども。

今回の工事につきましては、おおよそ空調であるとか、ここにも書いてあるのですけれども、外周、外壁とか防水とかというところに特化しておりますので、電気を、配線の部分でどれだけ対応できるかというのは分からないのですけれども、学校と相談しながら、できるところはやっていきたいと考えております。

11 番 飯 田 今の回答は非常に不満です。そんないつできるか分からないような話をされても困るのですよ。最優先でやらなければいけない部分でしょう。どうお考えでしょう。

町 長 大体内容を私、分かっているので、お答えをします。

電気をたくさん使うので、今度キュービクルの工事もやるのです。容量を広げるということもありますので。

松田中学校の改修をするときもそうだったのですけれども、やはり電気機器は多くなってきていることによって、コンセントがあそこが欲しいとか、これがないとかということは結構あったのです。

今、モニターも、プロジェクターでやるにしても、もう壁のところの黒板の下に、普通はあるようなところがなかったりとかしているのです。大体設計の段階でそういう細かいのは少し見てはいます。

ただし、今、課長がちょっとお話ししたように、さらに欲しいものがあるのだったら、予算の範囲の中で、今、まさにおっしゃられるようにやっていこうかなと思っていますし、たしか今回Wi-Fiの強化も少しやったりとか、そういったものもやる予定にしてあります。細かいところは載せてなかったのは大きな改修工事と、一くくりの中で、大きい予算のところだけ書かせてもらったということもあります。

なので、これから業者が決まって、さらに、やはり先生も変わったりとかしているのです、去年から比べると。なので、こういう工事の前には、必ずもう一回先生に確認をして。

要は、完成した後に、やはりあそこ欲しかったなとか言われるの、一番それが良くないので。そうならないようにしっかりしたいと思っています。

また、今回、山一さんがまた取ってくれたということもあって。前回改修工事、松中をやったときと同じ会社の方なので、その辺も松田町が求めているものをよく分かった上での、今回、受注してくれているのだなと思っていますので。それなりのことはしっかりとやっていきたいと考えています。

以上です。

11 番 飯 田 ありがとうございます。

この際ですので、10年先まで安心して使えるような校舎にしてもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

終わります。

議 長 はい。ほかに質疑ございますか。

10 番 南 雲 空調機の改修が12か所ございますけれども、特別教室とかなっていますけれども、これはいつ頃改修できる予定でいらっしゃるか伺います。

町 長 おっしゃるとおり、本当は夏休みの工事に入れるのだったらということを、今、調整はしています。ただ、夏休みまでにエアコンがどこまで入ってくるかとかいうのも、今日、なので、臨時議会にこれをとにかく最優先で持ってきているところもありますので、これから実際の細かいところは、になりますけれども、基本は夏休み中にはエアコンをつけたいと思って動いているところです。

ただし、どうしても物が入ってこないとかいうことは、夏休み工事、一気に来ますので、そういうふうになるようだったら、個別でつけられるところだけつけながらということでやっていきたいと考えています。

以上です。

10 番 南 雲 やはりこういう猛暑で、対策をしていかななくてはいけないところなので、よろしく願いいたします。

議 長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

ないようでしたら質疑を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」 の声あり)

討論省略のお声ですが、討論を省略し、採決を行って異議ございませんか。

(「異議なし」 の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第29号工事請負契約の締結について（令和6年度松田町立寄小学校校舎大規模改修工事（繰越明許））について原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議

長 以上で予定しました日程の全てが終了いたしました。これをもって本臨時会は閉会といたします。慎重な御審議ありがとうございました。 （15時26分）